

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名		日本版預託証券（Japanese Depository Receipt : JDR）等に係る所 要の税制措置		
税 目		所得税		
要 望 の 内 容		<p>金融商品取引所に上場されている JDR 等の特定受益証券発行信託に ついて、次の措置を講ずること。</p> <p>① 終了または一部解約により個人の受益者に交付される資産につ いて、その全額を譲渡収入とすること。</p> <p>② 終了または一部解約により法人の受益者に交付される資産のう ち、収益の分配に係る部分について、所得税を課さないこととす ること。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">減収見込額 （平年度）</td> <td style="width: 40%;">－百万円 （－百万円）</td> </tr> </table>	減収見込額 （平年度）	－百万円 （－百万円）
減収見込額 （平年度）	－百万円 （－百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		<p>(1) 政策目的 JDR 等の終了又は一部解約手続きの円滑化を図り、活力ある証券 市場を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性 JDR 等の特定受益証券発行信託については、上場株式等と同様に、 金融商品取引所を介して転々流通させるとともに、信託財産たる外 国株式や貴金属等の現物と JDR 等がほぼ同額で取引されることを想 定しており、日々の基準価格を算定して個々の投資家の個別元本額 を把握・管理することは、想定していない。</p> <p>従って、信託の終了または一部解約により個人の受益者等が交付 を受ける資産について、信託された金額を基準に、配当収入や譲渡 収入を算出することは困難であるため、本措置を講じる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 JDR 等の終了又は一部解約の手續きの円滑化を図る観点から妥当 である。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体 系における 位置付け	Ⅲ. 1. 活力ある市場を構築すること		
	政 策 の 達成目標	JDR 等の特定受益証券発行信託における終了又は一部解約手續き の円滑化		
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする		

	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
	これまでの要望経緯	なし